

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 22 日（火）第2805号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託（共生・協働推進課取扱い） 1
- 保安林の指定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（農地整備課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 土地改良区の役員の就任の届出（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の終了（7件）（監理課取扱い） 5
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6

公 告

- 一般競争入札公告（税務課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 9
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 10
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 11

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び回数について（選挙管理委員会取扱い） 11
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（選挙管理委員会取扱い） 11
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 22

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 22

告 示

鹿児島県告示第653号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第7条の規定によるふれあいプラザなのはな館（体育館に限る。）の使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市平之町 8 番 29 号
株式会社南和産業
- 3 委託期間

平成24年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

鹿児島県告示第654号

平成24年 4 月 17 日鹿児島県告示第530号で保安林として指定した森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をいちき串木野市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
梶めぐ美
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の所在場所
いちき串木野市上名字屋久10192番 2
 - (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

鹿児島県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------|---------------|
| ひおき薬局 | 日置市伊集院町徳重336 | 平成24年 4 月 1 日 |
| さくらんぼ薬局 | 始良市加治木町諏訪町176番地 2 | 平成24年 4 月 1 日 |
| みほし薬局 | 霧島市国分中央四丁目2634-1 | 平成24年 4 月 1 日 |
| このはな薬局 | 霧島市国分清水一丁目 8 番12号 | 平成24年 4 月 1 日 |
| ほーらしゃ薬局 | 大島郡和泊町手々知名775番地 1 | 平成24年 4 月 1 日 |
| 池田温泉クリニック | 垂水市田神3536番地 1 | 平成24年 4 月 1 日 |
| 浜崎医院 | 霧島市隼人町東郷90 | 平成24年 4 月 1 日 |
| でぐち耳鼻咽喉科 | 始良市平松2878番地15 | 平成24年 4 月 1 日 |
| カイト薬局 | 霧島市国分中央六丁目22-66 | 平成24年 4 月 1 日 |
| そうごう薬局開聞店 | 指宿市開聞十町1298-1 | 平成24年 4 月 1 日 |
| かみむら耳鼻咽喉科 | 薩摩川内市若葉町 3 番16号 | 平成24年 4 月 1 日 |
| はまち歯科・小児歯科クリニック | 鹿屋市札元二丁目3771番地11 | 平成24年 4 月 2 日 |

鹿児島県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション | | 指定年月日 |
|--------------------------|-------|-------|
| 名 称 | 所 在 地 | |
| | | |

| | | |
|-----------------------------|----------------|---------------|
| ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問 看護ステーション | 薩摩川内市宮内町2026-2 | 平成24年 4 月 1 日 |
|-----------------------------|----------------|---------------|

鹿児島県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 氏 名 | 施術所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------|-----------------------|----------------|
| 村中真由美 | まゆみ整骨院 伊佐市大口上町36-2 | 平成24年 4 月 17 日 |

鹿児島県告示第658号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 医師の氏名 | 従事する病院又は診療所 | | 担当する診療科目 | 指定年月日 |
|--------|---|----------------------|----------------|-------------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 中元 和孝 | 鹿児島大学医学部・ 歯学部附属病院霧島 リハビリテーション センター | 霧島市牧園町高千穂 3930-7 | リハビリテーシ ョン科 | 平成24年 5 月 10 日 |
| 柳 正和 | 鹿児島県立大島病院 | 奄美市名瀬真名津町 18番地 1 | 外科 | 平成24年 5 月 10 日 |
| 江浦 瑠美子 | 出水郡医師会立阿久 根市民病院 | 阿久根市赤瀬川4513 | 泌尿器科 | 平成24年 5 月 10 日 |
| 安部 智 | 垂水市立医療センタ ー垂水中央病院 | 垂水市錦江町 1 番地 140 | 内科 | 平成24年 5 月 10 日 |
| 白澤 尚宏 | 川内市医師会立市民 病院 | 薩摩川内市永利町 4107番地 7 | 循環器科 | 平成24年 5 月 10 日 |

鹿児島県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 小宇都行男 志布志市有明町野井倉2307番地

鹿児島県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、錦江町笹原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 笹原 政夫 肝属郡錦江町馬場4497番地

理事 馬込 守 肝属郡錦江町馬場4465番地 2
 理事 外畑 輝雄 肝属郡錦江町馬場4490番地
 理事 馬込三千男 肝属郡錦江町馬場4480番地
 理事 馬込 和美 肝属郡錦江町馬場4474番地 2
 理事 馬込 安雄 肝属郡錦江町馬場4508番地
 理事 笹原 清香 肝属郡錦江町馬場4327番地 1
 理事 馬込 忠實 肝属郡錦江町馬場4491番地
 監事 鈴 一磨 肝属郡錦江町馬場4449番地 2
 監事 笹原 辰己 肝属郡錦江町馬場4497番地
 (任期 平成23年 5 月 27 日から平成25年 5 月 26 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 笹原 政夫 肝属郡錦江町馬場4497番地
 理事 馬込 守 肝属郡錦江町馬場4465番地 2
 理事 外畑 輝雄 肝属郡錦江町馬場4490番地
 理事 馬込三千男 肝属郡錦江町馬場4480番地
 理事 馬込 和美 肝属郡錦江町馬場4474番地 2
 理事 馬込 安雄 肝属郡錦江町馬場4508番地
 理事 笹原 清香 肝属郡錦江町馬場4327番地 1
 理事 馬込 忠實 肝属郡錦江町馬場4491番地
 監事 鈴 一磨 肝属郡錦江町馬場4449番地 2
 監事 笹原 辰己 肝属郡錦江町馬場4497番地

鹿児島県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、両根占土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 湊原 初男 肝属郡南大隅町根占川北403番地口
 理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
 理事 前原 和雄 肝属郡南大隅町根占川北5520番地
 理事 富田 良成 肝属郡南大隅町根占川南5459番地
 理事 大久保政伸 肝属郡南大隅町根占川南1634番地 1
 理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
 理事 平原 榮 肝属郡錦江町馬場2404番地
 理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地 1
 理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
 監事 下園 藤雄 肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
 監事 淵之上義文 肝属郡南大隅町根占川北4860番地
 監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地 2
 (任期 平成24年 4 月 11 日から平成28年 4 月 10 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 湊原 初男 肝属郡南大隅町根占川北403番地口
 理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
 理事 前原 和雄 肝属郡南大隅町根占川北5520番地
 理事 飯森 憲男 肝属郡南大隅町根占川南3562番地
 理事 大久保政伸 肝属郡南大隅町根占川南1634番地 1
 理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
 理事 平原 榮 肝属郡錦江町馬場2404番地
 理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地 1

理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
監事 下園 藤雄 肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
監事 淵之上義文 肝属郡南大隅町根占川北4860番地
監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地 2

鹿児島県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笠野原土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 篠原 憲幸 鹿屋市串良町有里7535番地 1

（任期 平成24年3月31日から平成25年2月20日まで）

鹿児島県告示第663号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から平成23年8月19日鹿児島県告示第850号で告示した公共測量の実施は、平成23年8月21日終了した旨の通知があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第664号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から平成24年2月14日鹿児島県告示第167号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月15日終了した旨の通知があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志布志市長から平成24年1月20日鹿児島県告示第65号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月30日終了した旨の通知があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第666号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から平成24年2月14日鹿児島県告示第168号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月15日終了した旨の通知があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から平成24年2月14日鹿児島県告示第169号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月15日終了した旨の通知があった。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成23年10月14日鹿児島県告示第1003号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月23日終了した旨の通知があった。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第669号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成23年10月14日鹿児島県告示第1004号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月23日終了した旨の通知があった。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

始良・伊佐地域振興局告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--------|-----------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 独立行政法人国立病院機構南九州病院 | 始良市加治木町木田1882番地 | 独立行政法人国立病院機構南九州病院 | 始良市加治木町木田1882番地 | 福永 秀敏 | 平成24年4月1日 | 療養介護 |

始良・伊佐地域振興局告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 5 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----------|-----------------|---------------------|-----------------|--------|-----------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| ワークセンター隼人 | 霧島市隼人町西光寺522番地2 | 特定非営利活動法人隼人障害者福祉作業所 | 霧島市隼人町西光寺522番地2 | 小城 良暎 | 平成24年5月1日 | 就労継続支援B型 |

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（電子申告審査システム機器等） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間

平成24年11月 1 日から平成29年10月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 要求仕様書に基づく機能等証明書を平成24年 6 月 27 日午後 5 時までに 3 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部税務課税務電算係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

- (4) 入札書の提出期限
平成24年 7 月 4 日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年 7 月 4 日午前11時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8－総－1
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（ア）交付場所 (2)に同じ。
（イ）交付期限 平成24年 6 月27日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3 の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2204
ファックス番号 099-286-5514
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Computerized services and customer support (e-file and e-audit system) 1set
 - (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 November 2012 through 31 October 2017
 - (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the bid explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
10:00 a.m. 4 July 2012
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Taxation Division
General Affairs Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2204
FAX 099-286-5514

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年5月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年5月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年5月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ鹿児島店
鹿児島市東開町4番地15
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年12月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,893平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 174台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 131平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時
イ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成24年 4 月 9 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年5月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店
始良市東餅田336番地 外16筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月14日
- 3 意見の概要
意見なし

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年5月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン隼人国分ショッピングセンター
霧島市隼人町見次1229番地 外68筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月14日

(2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月14日

3 意見の概要

騒音、振動その他公害防止関係法を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分注意すること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持ち対処すること。なお、荷さばき施設における荷さばき作業が24時間に変更になったことにより、店舗及び商品搬出入車両の照明・騒音等が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、変更後も十分留意の上対応すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市仁田浦町22番の一部、23番の一部、24番及び26番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
静岡県焼津市一色166番地の1
株式会社カネゼン
代表取締役 田村隆男

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

平成24年 7 月 8 日執行の鹿児島県知事選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第 3 項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、平成20年 5 月 27 日鹿児島県選挙管理委員会告示第17号（鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び回数について）は、廃止する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

- 1 テレビジョン放送
 - 株式会社鹿児島放送 1 回
 - 株式会社南日本放送 1 回
 - 鹿児島テレビ放送株式会社 1 回
- 2 ラジオ放送
 - 株式会社南日本放送 1 回

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として市町村選挙管理委員会が指定をしたものは次のとおりである。

なお、平成22年 6 月 15 日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第 9 号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）は廃止する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

| 市町村名 | 施設 の 名 称 | 施設 の 所 在 地 | 収 容 見 込 人 員 | 管 理 者 名 |
|------|----------|------------|-------------|---------|
| | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|---------------|-------------------|-----------|-------|
| 鹿児島市 | 真砂福祉館 | 鹿児島市真砂本町50番7号 | 60 | 鹿児島市長 |
| | 玉里福祉館 | 鹿児島市玉里町27番38号 | 70 | |
| | 甲東福祉館 | 鹿児島市新屋敷町6番35号 | 60 | |
| | 上町福祉館 | 鹿児島市清水町6番27号 | 40 | |
| | 西紫原福祉館 | 鹿児島市紫原四丁目37番2号 | 50 | |
| | 城西福祉館 | 鹿児島市薬師二丁目21番40号 | 40 | |
| | 武福祉館 | 鹿児島市武二丁目28番7号 | 50 | |
| | 東谷山福祉館 | 鹿児島市東谷山六丁目45番18号 | 60 | |
| | 松原福祉館 | 鹿児島市松原町2番24号 | 50 | |
| | 鴨池福祉館 | 鹿児島市鴨池二丁目19番17号 | 60 | |
| | 宇宿福祉館 | 鹿児島市宇宿一丁目56番10号 | 60 | |
| | 西伊敷福祉館 | 鹿児島市西伊敷三丁目16番17号 | 110 | |
| | 坂之上福祉館 | 鹿児島市坂之上四丁目15番2号 | 50 | |
| | 甲南福祉館 | 鹿児島市上之園町20番地15 | 90 | |
| | 武岡福祉館 | 鹿児島市武岡五丁目3番8号 | 100 | |
| | 玉里団地福祉館 | 鹿児島市玉里団地一丁目79番50号 | 80 | |
| | 柳町福祉館 | 鹿児島市柳町3番22号 | 50 | |
| | 川上福祉館 | 鹿児島市川上町17番地2 | 70 | |
| | 吉野東福祉館 | 鹿児島市吉野町5192番地5 | 60 | |
| | 平川福祉館 | 鹿児島市平川町3511番地1 | 70 | |
| | 明和福祉館 | 鹿児島市明和一丁目27番2号 | 70 | |
| | 紫原福祉館 | 鹿児島市紫原六丁目14番1号 | 150 | |
| | 八幡福祉館 | 鹿児島市下荒田二丁目7番33号 | 70 | |
| | 西谷山福祉館 | 鹿児島市上福元町5740番2号 | 60 | |
| | 桜ヶ丘福祉館 | 鹿児島市桜ヶ丘五丁目34番地2 | 60 | |
| | 田上台福祉館 | 鹿児島市田上台二丁目40番2号 | 60 | |
| | 谷山北福祉館 | 鹿児島市山田町2034番地 | 60 | |
| | 吉野福祉館 | 鹿児島市吉野町2051番地2 | 70 | |
| | 西陵福祉館 | 鹿児島市西陵六丁目10番10号 | 60 | |
| | 唐湊福祉館 | 鹿児島市唐湊二丁目5番1号 | 80 | |
| | 星ヶ峯福祉館 | 鹿児島市星ヶ峯二丁目26番6号 | 60 | |
| | 坂元福祉館 | 鹿児島市東坂元二丁目6番2号 | 60 | |
| | たてばば福祉館 | 鹿児島市下竜尾町10番30号 | 60 | |
| | 皇徳寺福祉館 | 鹿児島市皇徳寺二丁目2番2号 | 60 | |
| | 谷山福祉館 | 鹿児島市谷山中央七丁目33番17号 | 60 | |
| | 田上福祉館 | 鹿児島市田上一丁目29番9号 | 60 | |
| | 花野福祉館 | 鹿児島市花野光ヶ丘一丁目31番2号 | 50 | |
| | 福平福祉館 | 鹿児島市下福元町7587番地1 | 60 | |
| | 伊敷台福祉館 | 鹿児島市伊敷台一丁目31番8号 | 60 | |
| | 宇宿中間福祉館 | 鹿児島市宇宿町930番地 | 70 | |
| | 和田福祉館 | 鹿児島市和田一丁目43番23号 | 70 | |
| 西有里研修館 | 鹿児島市西俣町2948番地 | 80 | | |
| 郡山東部研修館 | 鹿児島市東俣町305番地 | 80 | | |
| 鹿児島市吉田校区 コミュニティセン ター | 鹿児島市西佐多町269番地 | 100 | 鹿児島市教育委員会 | |
| 鹿屋市 | 高須地区学習セン | 鹿屋市高須町1490番地3 | 150 | 鹿屋市教育 |

| | | | | |
|------|---------------------|------------------|------|---------------|
| | ター | | | 委員会 |
| | 田崎地区学習センター | 鹿屋市川西町3603番地 1 | 200 | |
| | 大始良地区学習センター | 鹿屋市田淵町987番地 2 | 150 | |
| | 高隈地区交流促進センター（屋内運動場） | 鹿屋市上高隈町262番地 1 | 600 | |
| | 高隈地区交流促進センター | 鹿屋市上高隈町262番地 1 | 200 | |
| | 鹿屋東地区学習センター | 鹿屋市新川町114番地 2 | 300 | |
| | 串良公民館別館大ホール | 鹿屋市串良町岡崎2087番地 | 800 | |
| | コミュニティーセンター吾平振興会館 | 鹿屋市吾平町麓3408番地 1 | 1200 | |
| | 鹿屋市輝北コミュニティーセンター | 鹿屋市輝北町上百引2635番地 | 250 | |
| | 鹿屋市体育館 | 鹿屋市向江町29番 1 号 | 4900 | かのや健康・スポーツクラブ |
| | 勤労婦人センター | 鹿屋市札元一丁目21番 7 | 200 | 有限会社樹 |
| | 農業研修センター | 鹿屋市札元一丁目21番 7 | 200 | |
| | はらいがわふれあいセンター | 鹿屋市祓川町4517番地 1 | 100 | |
| | 鹿屋市市民交流センター | 鹿屋市大手町 1 番 1 号 | 394 | まちかのや |
| | 神野地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町麓5790番地 | 40 | 神野町内会 |
| | 鶴峰東地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町上名5985番地 5 | 70 | 鶴峰東町内会 |
| | 鶴峰西地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町上名3371番地 7 | 70 | 鶴峰西町内会 |
| | 吾平中央東地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町麓2494番地 1 | 70 | 中央東町内会 |
| | 吾平中央西地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町上名1600番地 2 | 70 | 中央西町内会 |
| | 下名東地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町下名311番地 4 | 70 | 下名東町内会 |
| | 下名西地区ふれあいセンター | 鹿屋市吾平町麓560番地 | 70 | 下名西町内会 |
| 阿久根市 | 古里地区集会施設 | 阿久根市脇本1176- 1 | 180 | 阿久根市長 |
| | 鶴川内地区集会施設 | 阿久根市鶴川内5033 | 330 | |
| | 阿久根市山村開発センター | 阿久根市鶴川内6306 | 220 | |
| | 阿久根市農村環境改善センター | 阿久根市赤瀬川2117- 1 | 500 | |
| | 西目地区集会施設 | 阿久根市西目2142- 1 | 200 | |

| | | | | |
|------------------|------------------|-----------------|------|----------------|
| 出水市 | 出水市文化会館 | 出水市文化町23番地 | 1100 | 出水市長 |
| | 出水市米ノ津農村環境改善センター | 出水市境町912番地 | 500 | |
| | 出水市小原山体育館 | 出水市武本1044番地1055 | 840 | |
| | 鹿島住宅集会室 | 出水市上知識町226番地 | 70 | |
| | 太田原住宅集会室 | 出水市上鯖淵1368番地の1 | 70 | |
| | 加紫久利住宅集会所 | 出水市下鯖町1994番地 | 80 | |
| | 茶円堀住宅集会所 | 出水市上知識町608番地 | 80 | |
| | 安原住宅集会所 | 出水市美原町1438番地 | 150 | |
| | 上屋住宅集会所 | 出水市五万石町14130番地 | 100 | |
| | 上町住宅集会所 | 出水市本町19番15号 | 100 | |
| | 平和住宅集会所 | 出水市平和町438番地 | 100 | |
| | 出水市大川内トレーニングセンター | 出水市上大川内807番地1 | 580 | |
| | 平松住宅集会所 | 出水市下鯖町1105番地 | 100 | |
| | 鶴亀タウン集会所 | 出水市下鯖町426番地 | 150 | |
| | 出水市音楽ホール | 出水市文化町23番地 | 400 | |
| | 出水市野田農村環境改善センター | 出水市野田町上名6113番地 | 300 | |
| | 出水市江内カントリコア | 出水市高尾野町江内3377番地 | 80 | |
| 出水市高尾野農村環境改善センター | 出水市高尾野町大久保145番地1 | 680 | | |
| 指宿市 | 指宿総合体育館 | 指宿市東方12000番地 | 2000 | 指宿市長 |
| | 指宿市農村環境改善センター | 指宿市開闢十町2775番地 | 300 | |
| | 開闢総合体育館 | 指宿市開闢十町2613 | 600 | |
| | 川尻ふれあい交流館 | 指宿市開闢川尻4985 | 500 | |
| 西之表市 | 西之表市民会館 | 西之表市西之表7600番地 | 530 | 西之表市長 |
| 垂水市 | 三和センター | 垂水市本城1356番地 | 250 | 垂水市教育委員会 |
| | 柗原地区公民館 | 垂水市柗原3454番地 | 200 | |
| | 協和地区公民館 | 垂水市海瀨18番地 | 350 | |
| 薩摩川内市 | 平佐東地区コミュニティセンター | 薩摩川内市中村町6980番地4 | 100 | 平佐東地区コミュニティ協議会 |
| | 可愛地区コミュニティセンター | 薩摩川内市御陵下町12番34号 | 100 | 可愛地区コミュニティ協議会 |
| | 亀山地区コミュニティセンター | 薩摩川内市五代町1711番地1 | 100 | 亀山地区コミュニティ協議会 |
| | 水引地区コミュニティセンター | 薩摩川内市水引町5222番地3 | 100 | 水引地区コミュニティ協議会 |
| | 峰山地区コミュニティセンター | 薩摩川内市高江町1735番地1 | 100 | 峰山地区コミュニティ協議会 |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------|--------|---------------------|
| 滄浪地区コミュニティセンター | 薩摩川内市久見崎町191番地 1 | 100 | 滄浪地区コミュニティ協議会 |
| 寄田地区コミュニティセンター | 薩摩川内市寄田町139番地 | 100 | 寄田地区コミュニティ協議会 |
| 永利地区コミュニティセンター | 薩摩川内市百次町1086番地 1 | 100 | 永利地区コミュニティ協議会 |
| 育英地区コミュニティセンター | 薩摩川内市中郷三丁目121番地 | 100 | 育英地区コミュニティ協議会 |
| 八幡地区コミュニティセンター | 薩摩川内市田海町1560番地 | 100 | 八幡地区コミュニティ協議会 |
| 高来地区コミュニティセンター | 薩摩川内市高城町1410番地 2 | 100 | 高来地区コミュニティ協議会 |
| 城上地区コミュニティセンター | 薩摩川内市城上町3697番地 1 | 100 | 城上地区コミュニティ協議会 |
| 吉川地区コミュニティセンター | 薩摩川内市城上町8292番地 1 | 100 | 吉川地区コミュニティ協議会 |
| 陽成地区コミュニティセンター | 薩摩川内市陽成町4620番地 | 100 | 陽成地区コミュニティ協議会 |
| 湯田地区コミュニティセンター | 薩摩川内市湯田町4313番地 | 100 | 湯田地区コミュニティ協議会 |
| 西方地区コミュニティセンター | 薩摩川内市西方町3311番地 | 100 | 西方地区コミュニティ協議会 |
| 薩摩川内市国際交流センター（平佐西地区コミュニティセンター） | 薩摩川内市天辰町2211番地 1 | 24～400 | 薩摩川内市国際交流協会 |
| 薩摩川内市セントピア（限之城地区コミュニティセンター） | 薩摩川内市勝目町3944番地 2 | 500 | 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 |
| 倉野地区コミュニティセンター | 薩摩川内市樋脇町倉野1556番地 | 150 | 倉野地区コミュニティ協議会 |
| 藤本地区コミュニティセンター | 薩摩川内市樋脇町市比野9926番地 3 | 150 | 藤本地区コミュニティ協議会 |
| 野下地区コミュニティセンター | 薩摩川内市樋脇町市比野7976番地 2 | 150 | 野下地区コミュニティ協議会 |

| | | | |
|-----------------|--------------------|-----|----------------|
| 温泉区公民館 | 薩摩川内市樋脇町市比野2333番地 | 100 | 市比野地区コミュニティ協議会 |
| 塔之原三区公民館 | 薩摩川内市樋脇町塔之原3865番地1 | 80 | 樋脇地区コミュニティ協議会 |
| 清色地区コミュニティセンター | 薩摩川内市入来町浦之名788番地1 | 100 | 清色地区コミュニティ協議会 |
| 朝陽地区コミュニティセンター | 薩摩川内市入来町浦之名12508番地 | 100 | 朝陽地区コミュニティ協議会 |
| 大馬越地区コミュニティセンター | 薩摩川内市入来町浦之名3492番地4 | 200 | 大馬越地区コミュニティ協議会 |
| 八重地区コミュニティセンター | 薩摩川内市入来町浦之名4494番地2 | 100 | 八重地区コミュニティ協議会 |
| 南瀬地区コミュニティセンター | 薩摩川内市東郷町南瀬2192番地5 | 100 | 南瀬地区コミュニティ協議会 |
| 山田地区コミュニティセンター | 薩摩川内市東郷町山田1422番地1 | 100 | 山田地区コミュニティ協議会 |
| 鳥丸地区コミュニティセンター | 薩摩川内市東郷町鳥丸2310番地3 | 100 | 鳥丸地区コミュニティ協議会 |
| 藤川地区コミュニティセンター | 薩摩川内市東郷町藤川923番地1 | 100 | 藤川地区コミュニティ協議会 |
| 黒木地区コミュニティセンター | 薩摩川内市祁答院町黒木87番地1 | 100 | 黒木地区コミュニティ協議会 |
| 上手地区コミュニティセンター | 薩摩川内市祁答院町上手2214番地1 | 100 | 上手地区コミュニティ協議会 |
| 轟地区コミュニティセンター | 薩摩川内市祁答院町下手7266番地1 | 100 | 轟地区コミュニティ協議会 |
| 藺牟田地区コミュニティセンター | 薩摩川内市祁答院町藺牟田296番地1 | 100 | 藺牟田地区コミュニティ協議会 |
| 上甌老人福祉センター | 薩摩川内市上甌町中甌1296番地 | 100 | 薩摩川内市長 |
| 子岳地区コミュニティセンター | 薩摩川内市下甌町片野浦390番地1 | 270 | 子岳地区コミュニティ協議会 |
| 西山地区コミュニティセンター | 薩摩川内市下甌町瀬々野浦1194番地 | 240 | 西山地区コミュニティ協議会 |

| | | | | |
|------------|-------------------|--------------------|----------|--------------------|
| | 内川内地区コミュニティセンター | 薩摩川内市下甑町瀬々野浦1739番地 | 250 | 内川内地区コミュニティ協議会 |
| | 青瀬地区コミュニティセンター | 薩摩川内市下甑町青瀬642番地 | 300 | 青瀬地区コミュニティ協議会 |
| | 長浜地区コミュニティセンター | 薩摩川内市下甑町長浜553番地 | 495 | 長浜地区コミュニティ協議会 |
| 日置市 | 日置市伊作田地区活性化センター | 日置市東市来町伊作田4318番地 | 200 | 日置市長 |
| | 日置市東市来農業構造改善センター | 日置市東市来町養母11393番地1 | 300 | |
| | 日置市立永吉保育所 | 日置市吹上町永吉3782番地 | 100 | |
| | 南湯之元公民館 | 日置市吹上町湯之浦1181番地 | 300 | 南湯之元自治会長 |
| 曾於市 | 財部北地区生活改善センター | 曾於市財部町下財部6650番地 | 70 | 財部北地区公民館長 |
| | 末吉総合体育館 | 曾於市末吉町諏訪方8478番地1 | 3000 | 曾於市教育長 |
| | 末吉老人福祉センター | 曾於市末吉町諏訪方8468番地 | 300 | 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会会長 |
| | 末吉深川地区農業研修センター | 曾於市末吉町深川7615番地 | 80 | 曾於市長 |
| | 末吉諏訪地区農業研修センター | 曾於市末吉町諏訪方10245番地2 | 100 | |
| | 末吉岩南地区研修センター | 曾於市末吉町岩崎647番地 | 100 | |
| | 末吉南部地区青少年館 | 曾於市末吉町二之方2924番地1 | 100 | 末吉南部公民館長 |
| | 末吉東部地区青少年館 | 曾於市末吉町南之郷1615番地3 | 120 | 末吉東部公民館長 |
| | 末吉北部地区青少年館 | 曾於市末吉町深川591番地4 | 120 | 末吉深川むらづくり連絡会長 |
| 末吉高岡地区集会施設 | 曾於市末吉町南之郷10157番地1 | 100 | 末吉高岡公民館長 | |
| 霧島市 | 霧島市国分北地区老人集会所 | 霧島市国分重久586番地4 | 140 | 東その山地区自治公民館 |
| | 国分清水多目的集会施設 | 霧島市国分清水二丁目24番19-8号 | 130 | 清水地区自治公民館 |
| | 霧島市国分広報研修施設 | 霧島市国分姫城南5番17-7号 | 70 | 姫城地区自治公民館 |
| | 霧島市国分郡山地区集会所 | 霧島市国分郡田1018番地3 | 130 | 郡山地区自治公民館 |
| | 霧島市国分体育館 | 霧島市国分清水309番地 | 5000 | 株式会社エ |

| | | | | |
|-------------|----------------------|-----------------------|-----|------------------------------|
| | | | | ルグ・テク ノ |
| | 霧島市多目的ホール | 霧島市国分中央三丁目45番1号 | 500 | 霧島市長 |
| | 霧島市国分府中地区 共同利用施設 | 霧島市国分府中町4番15号 | 110 | 府中地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分新町生 活改善センター | 霧島市国分新町一丁目11番7号 | 70 | 新町地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分野口生 活改善センター | 霧島市国分野口町12番10号 | 80 | 野口地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分上小川 地区集会所 | 霧島市国分上小川844番地2 | 80 | 上小川地区 自治公民館 |
| | 霧島市国分広瀬生 活改善センター | 霧島市国分広瀬四丁目12-33 | 130 | 広瀬地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分児童体 育館 | 霧島市国分広瀬二丁目34番11号 | 400 | 財団法人霧 島市しみん 学習支援公 社 |
| | 霧島市国分中央地 区共同利用施設 | 霧島市国分中央三丁目8番1号 | 150 | |
| | 国分福島地区コ ミュニティ供用施設 | 霧島市国分福島二丁目31番20号 | 170 | 福島地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分松木 営農研修施設 | 霧島市国分松木町29番17号 | 130 | 松木地区自 治公民館 |
| | 国分湊多目的集 会施設 | 霧島市国分湊226番地 | 120 | 湊地区自 治公民館 |
| | 国分上井多目的 集会所 | 霧島市国分上井880番地2 | 120 | 上井地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分南地区 老人集会所 | 霧島市国分敷根180番地 | 110 | 敷根地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分下井地 区集会所 | 霧島市国分下井1728番地 | 170 | 下井地区自 治公民館 |
| | 霧島市国分上之段 地区集会所 | 霧島市国分上之段1637番地 | 90 | 上之段地区 自治公民館 |
| | 霧島市横川健康 温泉センター | 霧島市横川町中ノ254番地1 | 150 | 社会福祉法 人霧島市社 会福祉協議 会 |
| | 霧島市牧園老人 福祉センター | 霧島市牧園町宿窪田791番地1 | 150 | |
| | 天降川地区共同 利用施設 | 霧島市隼人町内1054番地1 | 300 | 霧島市教育 長 |
| いちき串 木野市 | 羽島交流センター | いちき串木野市羽島5218番地 | 113 | いちき串木 野市長 |
| | 生福交流センター | いちき串木野市上名8576番地 | 108 | 生福地区公 民館 |
| | 冠岳交流センター | いちき串木野市冠嶽13511番地 2 | 79 | 冠岳地区公 民館 |
| | 土川交流センター | いちき串木野市羽島9675番地 | 53 | 土川自治公 民館 |
| | 照島交流センター | いちき串木野市東島平町7956番 地 | 115 | 照島地区公 民館 |
| | 旭交流センター | いちき串木野市金山14103番地 1 | 81 | 旭地区公民 館 |

| | | | | |
|-------|----------------------|--------------------|------|----------------|
| | 荒川交流センター | いちき串木野市荒川2450番地 | 69 | 荒川地区公民館 |
| | 川上交流センター | いちき串木野市川上978番地 | 500 | 川上地区公民館 |
| | 川北交流センター | いちき串木野市大里5664番地 | 100 | 川北地区公民館 |
| | 川南交流センター | いちき串木野市大里3246番地 1 | 80 | 川南地区公民館 |
| | 勤労青少年ホーム | いちき串木野市上名2455番地 | 100 | 株式会社環境保全管理センター |
| | いちき串木野市市民文化センター | いちき串木野市昭和通133番地 1 | 1000 | 株式会社図書館流通センター |
| | いちき串木野市串木野体育センター | いちき串木野市長崎町91番地 | 200 | 有限会社保木造園 |
| 南さつま市 | 南さつま市笠沙自然休養村管理センター | 南さつま市笠沙町片浦2347番地 6 | 500 | 南さつま市長 |
| | 南さつま市大浦農業者トレーニングセンター | 南さつま市大浦町7575番地 1 | 1000 | |
| 志布志市 | 泰野地区公民館 | 志布志市松山町泰野547番地 | 200 | 志布志市教育委員会 |
| | 志布志市志布志運動公園武道館 | 志布志市志布志町安楽201番地 13 | 500 | |
| | 有明総合体育館 | 志布志市有明町野井倉1760番地 | 1000 | |
| | 志布志市有明農村環境改善センター | 志布志市有明町野井倉1756番地 | 500 | 志布志市長 |
| 南九州市 | コミュニティセンター 顚娃文化会館 | 南九州市顚娃町牧之内2606番地 | 860 | 南九州市長 |
| | 知覧農業者トレーニングセンター | 南九州市知覧町塩屋15046 | 300 | |
| | 永里農業研修館 | 南九州市知覧町永里5677- 1 | 250 | |
| | 手蓑研修館 | 南九州市知覧町郡10392 | 250 | |
| | 知覧武道館 | 南九州市知覧町郡17753番地 1 | 500 | |
| 伊佐市 | 菱刈トレーニングセンター | 伊佐市菱刈前目251番地 | 850 | 伊佐市長 |
| | 湯之尾校区公民館 | 伊佐市菱刈川北2148番地 | 200 | |
| | 菱刈環境改善センター | 伊佐市菱刈前目251番地 | 330 | |
| | 本城校区集会施設 | 伊佐市菱刈南浦3470番地 1 | 150 | |
| | 菱刈ふるさといきがいセンター | 伊佐市菱刈前目2019番地 1 | 80 | |
| | 田中校区集会施設 | 伊佐市菱刈重留1214番地 | 331 | |
| 始良市 | 加治木福祉センター | 始良市加治木町本町393番地 | 1000 | 始良市長 |
| | 始良生活改善センター | 始良市北山849番地 3 | 70 | |
| | 三又コミュニティセンター | 始良市寺師818番地 3 | 80 | |

| | | | | |
|------|-----------------|-------------------|------|-----------------|
| | 始良市文化会館加音ホール | 始良市加治木町木田5348-185 | 1117 | |
| | 始良体育センター | 始良市平松6252番地 | 1300 | 始良市教育委員会 |
| | 山田地区公民館 | 始良市下名1188番地 | 80 | |
| | 帖佐地区公民館 | 始良市鍋倉646番地 3 | 200 | |
| | 松原地区公民館 | 始良市東餅田3137番地 | 80 | |
| | 脇元地区公民館 | 始良市脇元158番地 | 200 | |
| | 重富地区公民館 | 始良市平松6252番地 | 70 | |
| | 始良市蒲生体育館 | 始良市蒲生町北24番地 1 | 2000 | |
| さつま町 | さつま町屋地楽習館 | さつま町宮之城屋地887番地 | 80 | |
| | 宮之城ひまわり館 | さつま町宮之城屋地2117番地 1 | 200 | |
| 長島町 | 山門野中央公民館 | 長島町山門野1240番地 | 150 | 山門野区長 |
| | 浦底公民館 | 長島町浦底 | 150 | 浦底公民館長 |
| | 長島町開発総合センター | 長島町鷹巣1877番地 3 | 700 | 長島町長 |
| | 長島町文化ホール | 長島町指江1545番地 | 800 | 長島町教育委員会社会教育課長 |
| | 老人憩の家 | 長島町平尾142番地 | 175 | 母良木公民館長 |
| 東串良町 | 東串良町総合センター | 東串良町池之原995 | 1150 | 東串良町教育委員会社会教育課長 |
| 錦江町 | 池田研修センター | 錦江町城元5485番地 1 | 300 | 池田中学校校長 |
| 南大隅町 | 南大隅町立体育館 | 南大隅町根占川北199番地 | 1500 | 南大隅町教育長 |
| 肝付町 | 肝付町基幹集落センター岸良会館 | 肝付町岸良482番地 1 | 200 | 肝付町長 |
| | 肝付町上北地区多目的研修会施設 | 肝付町北方925番地 1 | 200 | |
| | 肝付町下北地区多目的研修会施設 | 肝付町北方1492番地 | 200 | |
| | 肝付町文化センター | 肝付町前田1020番地 | 1200 | 肝付町文化センター館長 |
| 南種子町 | 南種子町福祉センター | 南種子町中之上2283番地 | 370 | 南種子町長 |
| | 農業者トレーニングセンター | 南種子町中之上2283番地 | 1000 | |
| 屋久島町 | 屋久島離島開発総合センター | 屋久島町宮之浦1593番地 | 850 | 屋久島町長 |
| 喜界町 | 喜界町自然休養村管理センター | 喜界町湾字宮戸565番地の 2 | 1200 | 喜界町長 |
| | 喜界町体育館 | 喜界町湾字宮戸375番地の 7 号 | 1200 | 喜界町教育委員会 |
| 徳之島町 | 徳之島町生涯学習センター | 徳之島町亀津2918番地 | 300 | 徳之島町長 |

| | | | | |
|----------------|---------------------|---------------|-------------|--------------|
| | 徳之島町文化会館 | 徳之島町亀津7673番地 | 600 | 樺山幸栄 |
| 天城町 | 松原西区公民館 | 天城町松原62番地 1 | 60 | 松原西区区 長 |
| | 前野へき地保健福 祉館 | 天城町岡前1791番地 | 60 | 前野区長 |
| | 岡前地区生活館 | 天城町岡前1414番地 | 200 | 岡前区長 |
| | 浅間へき地保健福 祉館 | 天城町浅間670番地37 | 200 | 浅間区長 |
| | 平土野児童館 | 天城町天城1705番地 | 50 | 平土野区長 |
| | 瀬滝地区構造改善 センター | 天城町瀬滝981番地 | 200 | 瀬滝区長 |
| | 天城町立兼久小学 校旧当部分校跡 | 天城町瀬滝57番地の 1 | 60 | 当部区長 |
| | 西阿木名地区振興 センター | 天城町西阿木名334番地 | 200 | 西阿木名区 長 |
| | 与名間生涯学習セ ンター | 天城町与名間272番地 1 | 80 | 与名間区長 |
| | 天城自治会館 | 天城町天城626 | 80 | 天城区長 |
| | 兼久自治公民館 | 天城町兼久1196 | 80 | 兼久区長 |
| | 三京自治公民館 | 天城町西阿木名334 | 60 | 三京区長 |
| | 和泊町 | 玉城生活館 | 和泊町玉城1069番地 | 200 |
| 和泊町民体育館 | | 和泊町和泊10番地 | 3000 | 和泊町教育 長 |
| 国頭研修会館 | | 和泊町国頭2968番地 2 | 300 | 国頭字区長 |
| 内城集落農事集会 施設 | | 和泊町内城531番地 | 300 | 内城字区長 |
| 和泊字公民館 | | 和泊町和泊528番地 | 500 | 和泊字区長 |
| 知名町 | 知名町田皆僻地保 健福祉館 | 知名町田皆2194番地13 | 200 | 田皆区長 |
| | 知名町余多僻地保 健福祉館 | 知名町余多932番地 | 120 | 余多区長 |
| | 知名町上城僻地保 健福祉館 | 知名町上城871番地 1 | 120 | 上城区長 |
| | 知名町上平川僻地 保健福祉館 | 知名町上平川132番地 1 | 150 | 上平川区長 |
| | 知名町立住吉地区 振興センター | 知名町住吉2549番地 3 | 160 | 住吉区長 |
| | 知名町芦清良生活 館 | 知名町芦清良2230番地 | 130 | 芦清良区長 |
| | 知名町立正名生活 館 | 知名町正名1105番地 | 160 | 正名区長 |
| | 知名町立知名生活 館 | 知名町知名817番地 3 | 190 | 知名区長 |
| | 知名町民体育館 | 知名町瀬利覚2046 | 2000 | 知名町教育 委員会 |
| | 瀬利覚コミュニテ ィ消防センター | 知名町瀬利覚1297番地 | 200 | 瀬利覚区長 |
| | 村づくり屋子母公 民館 | 知名町屋子母441番地 | 150 | 屋子母区長 |

鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表10の項及び276の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|-----|-----------|---------------|
| 308 | 介護老人保健施設絆 | 垂水市田神3536番地 1 |
|-----|-----------|---------------|

2 の表33の項及び196の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|-----|---------------|-----------------------|
| 204 | 特別養護老人ホーム仙寿の里 | 大島郡伊仙町伊仙2571番地 |
| 205 | 養護老人ホームはまゆう | 南さつま市笠沙町赤生木11372番地376 |

3 の表 3 の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|----|------------|------------------|
| 20 | 障害者支援施設愛光園 | 鹿児島市吉野町11081番地 1 |
|----|------------|------------------|

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第59号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 5 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|--|------------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R 妖怪人間ベム P B | 高砂電器産業株式会社 | 0P0722 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 358 F | 豊丸産業株式会社 | 2P0086 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 235 N | 豊丸産業株式会社 | 2P0114 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 399 X | 豊丸産業株式会社 | 2P0155 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 299 M | 豊丸産業株式会社 | 2P0173 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 179 L A | 豊丸産業株式会社 | 2P0194 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天地を喰らう 99 V | 豊丸産業株式会社 | 2P0339 |
| ぱちんこ遊技機 | C R デジハネ逃亡者おりん 2 C | サミー株式会社 | 2P0259 |
| ぱちんこ遊技機 | C R A 大海物語 2 S A A | 株式会社三洋物産 | 2P0291 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 大わんわんパラダイス M S B | 株式会社三洋物産 | 2P0319 |
| ぱちんこ遊技機 | C R フィーバー倅田來未Ⅲ～L o v e R o m a n c e ～ 魂 7 | 株式会社三共 | 2P0314 |
| ぱちんこ遊技機 | C R フィーバー倅田來未Ⅲ～L o v e R o m a n c e ～ Y | 株式会社三共 | 2P0333 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天下烈伝 Z Z | 株式会社サンセイアールアンドディ | 2P0337 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 天下烈伝 V V | 株式会社サンセイアールアンドディ | 2P0368 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 春一番 M ～ G O 楽 ～ | 株式会社ソフィア | 2P0344 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 戦国 BASARA 3 ～ 関ヶ原の戦い ～ | 株式会社ビスティ | 2P0352 |
| ぱちんこ遊技機 | C R ウイルスブレイカー | 株式会社ジェイビー | 2P0354 |
| ぱちんこ遊技機 | C R ゼブラーマン ゼブラシティの逆襲 M B S 1 | マルホン工業株式会社 | 2P0370 |
| 回胴式遊技機 | アイドルマスターライブインスロット Z | サミー株式会社 | 2S0245 |
| 回胴式遊技機 | セブンバー R - 30 | 高砂電器産業株式会社 | 2S0272 |

| | | | |
|--------|---------------------|------------|--------|
| 回胴式遊技機 | ドンちゃん祭NB | 株式会社エレコ | 2S0275 |
| 回胴式遊技機 | ミリオンゴッド-神々の系譜-ゼウスRV | 株式会社メーシー販売 | 2S0327 |